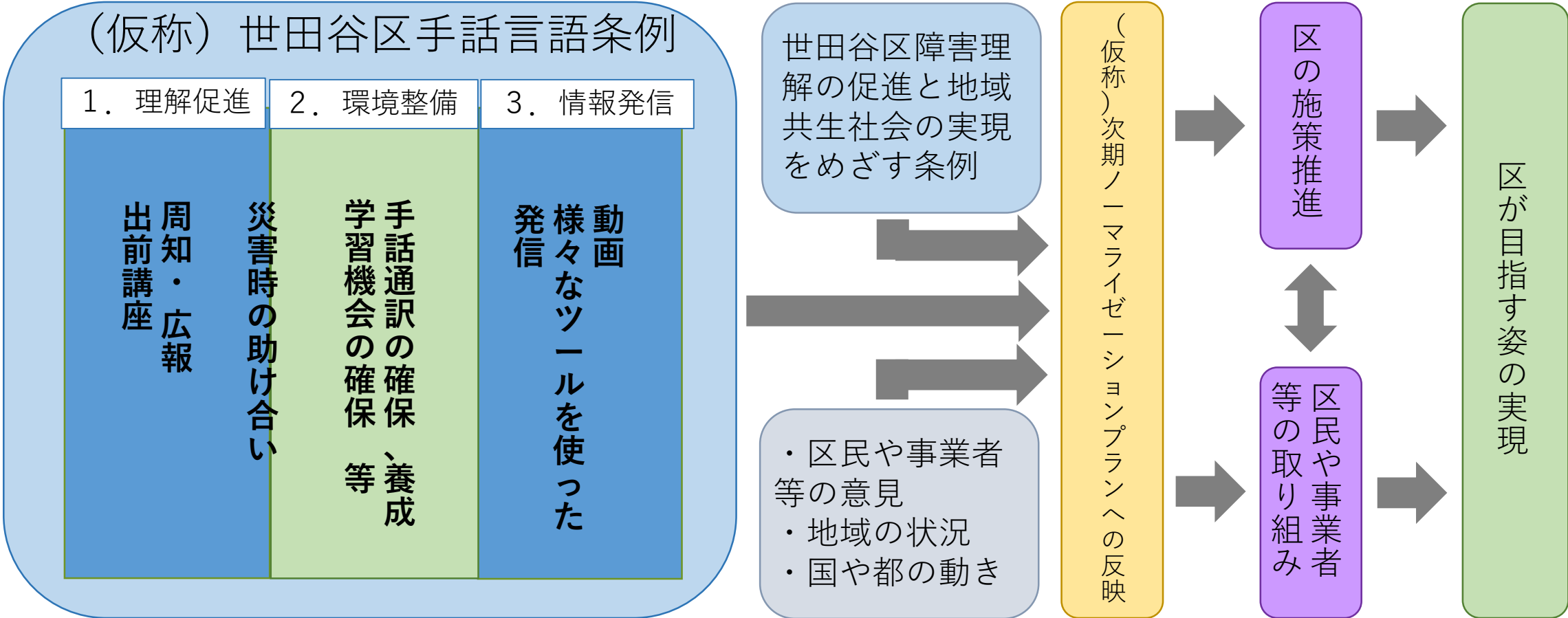


# 条例に基づく施策展開について



# 言語としての手話

□手話は、手の形、位置、動きの方向や大きさ、顔や体の動きで相手に意思を伝える、独自の文法や時制表現を持つ1つの言語である。手話は、国や地方により表現が一部異なり、手話を第一言語（母語）とするろう者等は、日本語（音声言語）を自分の中で手話（手話言語）に変換して理解している。

□手話には「日本手話」「日本語対応手話」「中間手話」など様々な呼称がある。また、使い方によって「意思疎通手段としての手話」「言語としての手話」と分けることがある。（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話を使う人たちが分断されることのないよう、手話の呼称等に区別を設けず、条例名称に「手話言語」を使ったうえで、条文では「手話」と表記する。